

学校いじめ防止基本方針

釜石市立甲子小学校

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやり」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

- (1) 学級でできること
 - ①日常的に子ども達一人一人をよく観察し、表情や行動等に変化が見られるときにはすぐに話をする機会を設ける。
 - ②良く分かる授業の工夫をし、子ども達一人一人の能力に合った授業を推進する。
 - ③道徳や保健、特別活動の授業を通して、いじめは絶対許されない行為だということを教え、命を大切にする気持ちを育む。
 - ④けんかを含め、いじめ等が見られた場合は、すぐに教師に報告するような学級の雰囲気作りをする。
 - ⑤保護者との連携を密にし、どんな些細なことでも担任に報告できるよう、学年通信や学級懇談会等で啓蒙を図る。
 - ⑥学級懇談や家庭訪問等でインターネットの書きこみやメール、ライン等におけるいじめの増加について理解してもらい、その危険性について子どもたちと話し合う場を家庭で持つようお願いする。
- (2) 学校でできること
 - ①児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。(体育や音楽活動等)
 - ②QUの実施により、子どもたちの心の様子を把握するとともに、学校全体で心に不安を持っている児童について共通理解する。
 - ③職員会議や研究会等において特に配慮が必要な児童について共通理解し、学校全体で支援できる体制づくりを行う。(生徒指導上不安を抱える児童、発達障がいを含む障がいのある児童、外国人・海外から帰国した児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災の被災児童等)

- ④年3回の教育相談週間を実施することにより、子ども達の悩みや要望等、学級全体に対する不満等を聞くことで、子ども達一人一人の状況の変化を常に把握するように努める。
- ⑤カウンセリングや自殺予防の研修会を行うことにより、子どもの本音を聞き出す技術を高める。
- ⑥インターネットの書きこみやメール、ライン等におけるいじめの増加に対処するために、その実態等や防止の方法を研修会等で教師が学ぶとともに、子どもたちにその危険性を理解させるための授業を行う。
- ⑦いじめに関するアンケート調査を年3回（5月・11月・2月）を行い教育相談に生かす。また、7月・12月に保護者に対してもいじめに関するアンケートを行う。
- ⑧いじめ防止に関わる取組の評価を学校評価の項目に位置付け、目標の達成状況を評価し、取組の改善に生かす。

(3) 児童会でできること

- ①児童会の月の取組の中に「言葉を大切にしよう」という目標を掲げ、言葉遣いについて話し合いを持つことで日頃の自分達の使用している言葉についての関心を深めるとともに、人を傷つける言葉を使わないようにさせる。
- ②親切にしてくれた友達に対する感謝の気持ちを手紙に書いたり、受け取ったりすることで親切を行うことの良さや、親切をしてもらうことのありがたさについて、再確認させる。
- ③縦割り班を中心にした集会活動や清掃活動を通し、異学年交流を行うことで、小さい子に対するお世話の大変さや喜びを味わわせる。

5 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- (5) いじめは単なる謝罪をもって安易に解消したとせず、継続して観察し、少なくとも3ヶ月いじめの行為が止んでいる状態が続いていることをもって解消したと捉える。
- (6) いじめの認知件数は、発覚した精神的や身体的ないじめ（児童からの訴え、教師の気付き、保護者からの連絡等）の事案の中で、特に保護者へ報告が必要な程度の事案をカウントし、別紙様式に記録することにする。

6 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「生徒指導委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

7 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

8 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

9 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われる重大ないじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒指導委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダーなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) インターネットの安全な利用の仕方について、講演会等を通して保護者への啓蒙を図る。

10 いじめ発生の際の体制

